

2007年夏号

事務所HPアドレス  
<http://homepage3.nifty.com/tosoho/>

## 発行

東葛総合法律事務所

編集責任者 宗 みなえ

〒271-0092

千葉県松戸市松戸1281-29

住友生命松戸ビル5階

電話 047-367-1313代

FAX 047-367-1319

# 残暑お見舞い申し上げます



長崎市松山町・原爆中心地に移築されている旧浦上天主堂の遺壁（「長崎・照射の夏」尾辻弥寿雄著より）

関東地方の梅雨明けは例年よりずれみ、夏らしい季節を味わう期間は意外に少ない感じがします。

皆様が十分に夏の季節の恵みをうけられますよう祈念します。

さて、先般、私達は国の有り様を大きく変えるであろう選挙を経験しました。国民の一人一人がどこまで自覚的に、浮かれることなく、あるいは流されことなく一票の投票権行使したかが、いずれ問われてくると思われる大切なこの時代の選挙であったと思います。

我が国が公平と英知をよりどころに他国と信頼を構築していく國であり続けますように。その為には私達一人一人が我が國の未来に責任をもち、憲法9条を守り続ける行動が必要であると思います。

## 東葛総合法律事務所

代表

弁護士 蒲田 孝代

弁護士 福富 美穂子

弁護士 斎藤 雅子

弁護士 田中 淳哉

事務局長 小久保 雅弘

事務局員一同

## 自衛隊による国民監視 法的裏付けのない暴走行為

弁護士 宗 みなえ



象となつていました

一見、調査・監視対象に一貫性が欠けるよう

る調査・監視活動は、何ら法的裏付けを持たない自衛隊の暴走行為であるといえます。

れませんが、国民にとっては誠に息苦しい社会です。

あなたがもし  
裁判員に選ばれたら？

弁護士 齋藤雅了

二〇〇七年六月、自衛隊の情報保全隊が国民を調査・監視しているといふ衝撃的な事実が報道され、マスコミ各社もこの問題を大々的に報じました。その後マスコミの報道が下火になつたこともあり、残念ながら国民の関心は次第に薄れています。いるようです。そこで今回は自衛隊による国民監視の問題点を考えてみます。

に行ついていた国民や市民運動に対する情報収集・監視活動です。情報保全隊は、市民集会やデモなどに身分を隠して参加したり、参加者の実名を記録したり、参加者の顔写真を無断で撮影したりして資料にまとめていました。市民の住所まで調査したのもありました。

やることに反対ならば監視対象になるということ、つまり、あなたが政府の政策に反対の立場から何か行動を起こそうものなら、自衛隊に監視されプライバシーを侵害される危険があるということです。自衛隊に監視されなければ、「さういふ

では、情報保全隊による国民調査・監視活動の問題点はどこにあるのでしょうか。

衛隊といふいわば軍隊が國民監視へと暴走したと  
いう事実です。今回の問題が発覚した際、「戦前の  
憲兵隊の復活か」と報道されました。が、戦前の  
憲兵隊が言論・思想弾圧の主役であったのは、軍  
隊という武力を背景とす

二〇〇九年五月までに裁判員制度が開始される予定となっています。しかし、この制度には多くの問題点があります。まことに、このままこの制度が

今日は自衛隊による国民監視の問題点を考えてみます。

負担増に反対する署名活動、消費税増税反対の宣伝活動、春闘、プロレタリア作家小林多喜二の展示会等々が監視対象となっているのです。自衛隊やイラク戦争について取材をした新聞記者も対

とです。そして、情報流出防止のため必要な限度での情報収集が可能とされています。つまり、情報保全隊は一般国民に対する調査・監視権限を一切有していないのです。今回発覚した国民に対する

言論活動をチャックし、集会でスパイ活動をするということは、国民の自由な言論・集会活動を確実に萎縮させます。国民はますます「もの言わぬ民」となってしまいます。政府はそれで満足かもしれません。

のではないかという懸念も禁じ得ません。

② あなたは、呼出状に書かれた日時に、裁判官に出頭しなければなりません。そこで、裁判員選任手続が行われます。あなたは、裁判官、検察官弁護人そして被告人からどの様な質問に答えな

う、裁判員の負担を軽減するとの名目で、裁判員による前に裁判官、検察官が弁護人によつて争いの点はどこなのか、どのような証拠を取り調べのかといった整理が行なわれます（公判前整理期）。



